

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	生活保護等事務及び中国残留邦人等支援給付等関係事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

徳島市は、生活保護等関係事務(生活保護関係事務又は外国人生活保護関係事務をいう。以下同じ。)及び中国残留邦人等支援給付等関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

徳島市長

公表日

令和8年3月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	生活保護等事務及び中国残留邦人等支援給付等関係事務
②事務の概要	<p>・生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を行っている。</p> <p>・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づき、対象者に対し生活保護に準じた事務を行っている。</p> <p>・外国人は生活保護法の対象とはならないが、『生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)』に基づき、国民に対する決定実施の取扱いに準じて管内の被(要)保護者に対して、保護の決定等に関する事務を行っている。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、生活保護法、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律及び徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(以下、番号法施行条例)に基づき、以下の事務に使用している。</p> <p>①生活保護申請時の受給資格確認(資産要件・他法活用要件等)</p> <p>②生活保護申請時の最低生活費の決定</p> <p>③保護受給者の所得及び資産情報、各種社会保障給付情報の照会</p> <p>④出産・死亡等による世帯情報の変更の確認を正確に把握することで保護の決定・実施に活用</p> <p>⑤情報提供ネットワークシステムの特定個人情報の照会と提供に対応するため、個人番号対応符号の取得及び必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有し管理する。</p> <p>⑥生活保護のオンライン資格確認のため、統合専用端末から中間サーバーへの特定個人情報および資格情報、医療券、調剤券情報の提供を行うもの。</p> <p>Ⅰ. 生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務</p> <p>Ⅱ. 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務</p> <p>Ⅲ. 医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認に関する事務</p> <p>Ⅳ. 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務</p>
③システムの名称	生活保護システム、新窓口対応システム(庁内連携システム)、個人・法人管理システム(宛名システム)、番号連携システム、中間サーバーシステム、住民基本台帳ネットワーク(コミュニケーションサーバー)システム

2. 特定個人情報ファイル名

生活保護受給者情報ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表項番23、番号法第9条第1項 別表項番95、番号法施行条例第2条第1項 別表第1項番5、徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例 別表第1の5の項
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<p style="text-align: right;">＜選択肢＞</p> <p>[実施する]</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>1. 生活保護関係情報 【情報提供】 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 13、14、18、20、28、37、40、42、43、48、49、53、69、74、75、76、86、87、89、96、125、128、132、141、144、151、155、158の項</p> <p>2. 中国残留邦人等支援給付等関係情報 【情報提供】 番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 13、14、18、20、28、37、40、42、69、75、96、125、132、144、155、158の項</p>

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉部 生活福祉第一課・第二課
②所属長の役職名	生活福祉第一課長、生活福祉第二課長

6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	徳島市総務部総務課情報公開担当 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5152 徳島市健康福祉部生活福祉第一課 管理係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5181
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	徳島市健康福祉部生活福祉第一課 管理係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5181
9. 規則第9条第2項の適用 [<input type="checkbox"/>]適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
<p>[基礎項目評価書及び重点項目評価書]</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>		<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書</p> <p>2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書</p> <p>3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
<p>目的を超えた紐付け、事務に必要なの情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
<p>委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
<p>不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
<p>目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である]</p>	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている</p> <p>2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	『特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン』に基づいて事務を行っている。個人番号を業務システムに登録する際には、本人からマイナンバーカード・通知カードを徴取することを徹底したうえでシステムへの登録を行い、また、番号連携照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを徹底し、照会内容が適正かを複数人で確認を行ったうえで照会を実施している。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/>]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発 </div> </div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div>[<input type="checkbox"/>]</div> <div style="text-align: right;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年12月25日	評価書名	生活保護及び中国残留邦人等支援給付等関係事務	生活保護等事務及び中国残留邦人等支援給付等関係事務	事後	重要な変更にあたらなため(番号法施行条例制定による)
平成27年12月25日	個人のプライバシーなどの権利利益の保護の宣言	徳島市は、生活保護及び中国残留邦人等支援給付等関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	徳島市は、生活保護等関係事務(生活保護関係事務又は外国人生活保護関係事務をいう。以下同じ。)及び中国残留邦人等支援給付等関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	重要な変更にあたらなため(番号法施行条例制定による)
平成27年12月25日	公表日	平成27年3月30日	平成27年12月25日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出にあたらなため
平成27年12月25日	I 1. ①事務の名称	生活保護及び中国残留邦人等支援給付等関係事務	生活保護等事務及び中国残留邦人等支援給付等関係事務	事後	重要な変更にあたらなため(番号法施行条例制定による)
平成27年12月25日	I 1. ②事務の概要	<p>・生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を行っている。また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づき、対象者に対し生活保護に準じた事務を行っている。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づき、以下の事務に使用している。</p> <p>①生活保護申請時の受給資格確認(資産要件・他法活用要件等) ②生活保護申請時の最低生活費の決定 ③保護受給者の所得及び資産情報、各種社会保障給付情報の照会 ④出産・死亡等による世帯情報の変更の確認を正確に把握することで保護の決定・実施に活用 ⑤情報提供ネットワークシステムの特定個人情報の照会と提供に対応するため、個人番号対応符号の取得及び必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有し管理する。</p>	<p>・生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を行っている。</p> <p>・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づき、対象者に対し生活保護に準じた事務を行っている。</p> <p>・生活に困窮する外国人に対し、生活保護の措置に関する事務を行っている。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、生活保護法、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律及び徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(以下、番号法施行条例)に基づき、以下の事務に使用している。</p> <p>①生活保護申請時の受給資格確認(資産要件・他法活用要件等) ②生活保護申請時の最低生活費の決定 ③保護受給者の所得及び資産情報、各種社会保障給付情報の照会 ④出産・死亡等による世帯情報の変更の確認を正確に把握することで保護の決定・実施に活用 ⑤情報提供ネットワークシステムの特定個人情報の照会と提供に対応するため、個人番号対応符号の取得及び必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有し管理する。</p>	事後	重要な変更にあたらなため(番号法施行条例制定による)
平成27年12月25日	I 5. ①部署	保健福祉部 保護課	保健福祉部 生活福祉第一課・第二課	事後	重要な変更にあたらなため(課名等の変更による)
平成27年12月25日	I 5. ②所属長	保護課長 佐藤 正彦	生活福祉第一課長 佐藤 正彦、生活福祉第二課長 井原 克典	事後	重要な変更にあたらなため(課名等の変更による)
平成27年12月25日	I 4. 個人番号の利用	番号法第9条第1項 別表第1の15の項 別表第1省令第15条、別表第1の63の項 別表第1省令第48条	番号法第9条第1項 別表第1の15の項 別表第1省令第15条、別表第1の63の項 別表第1省令第48条、番号法施行条例第2条第1項 別表第1の9の項、第3項 別表第2の7、23の項	事後	重要な変更にあたらなため(番号法施行条例制定による)
平成27年12月25日	I 7. 請求先	徳島市総務部総務課情報公開担当 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5152	徳島市総務部総務課情報公開担当 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5152	事後	重要な変更にあたらなため(課名等の変更による)
平成27年12月25日	I 8. 連絡先	徳島市保健福祉部保護課庶務医療係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5181	徳島市保健福祉部生活福祉第一課 管理係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5181	事後	重要な変更にあたらなため(課名等の変更による)
平成27年12月25日	II 1. いつ時点の計数か	平成26年4月1日時点	平成27年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらなため(しきい値判断の結果が変わらなかったため)
平成27年12月25日	II 2. いつ時点の計数か	平成26年4月1日時点	平成27年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらなため(しきい値判断の結果が変わらなかったため)
平成28年4月1日	公表日	平成27年12月25日	平成28年7月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出にあたらなため
平成28年4月1日	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の15の項 別表第1省令第15条、別表第1の63の項 別表第1省令第48条、番号法施行条例第2条第1項 別表第1の9の項、第3項 別表第2の7、23の項	番号法第9条第1項 別表第1の15の項 別表第1省令第15条、別表第1の63の項 別表第1省令第48条、番号法施行条例第2条第1項 別表第1の5の項	事後	重要な変更にあたらなため(番号法施行条例改正による)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 5. 評価実施機関における担当部署	生活福祉第一課長 佐藤 正彦、生活福祉第二課長 井原 克典	生活福祉第一課長 坂尾 美郎、生活福祉第二課長 井原 克典	事後	重要な変更にとらならないため(課名等の変更による)
平成28年4月1日	II 1. いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	重要な変更にとらならないため(しきい値判断の結果が変わらなかったため)
平成28年4月1日	II 2. いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	重要な変更にとらならないため(しきい値判断の結果が変わらなかったため)
平成28年9月23日	公表日	平成28年7月1日	平成28年9月23日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出に当たらないため
平成28年9月23日	I 4. ②法令上の根拠	<p>1. 生活保護関係情報</p> <p>① 番号法第19条第7号 別表第2 【別表第2における情報提供の根拠】 9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 【別表第2における情報照会の根拠】 26の項</p> <p>② 別表第2省令 【情報提供の根拠】 第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条 【情報照会の根拠】 第19条</p> <p>2. 中国残留邦人等支援給付等関係情報</p> <p>① 番号法第19条第7号 別表第2 【別表第2における情報提供の根拠】 9、10、14、16、24、26、64、87、108、116、120の項 【別表第2における情報照会の根拠】 87の項</p> <p>② 別表第2省令 【情報提供の根拠】 第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第39条、第44条、第55条 【情報照会の根拠】 第19条</p>	<p>1. 生活保護関係情報</p> <p>① 番号法第19条第7号 別表第2 【別表第2における情報提供の根拠】 9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 【別表第2における情報照会の根拠】 26の項</p> <p>② 別表第2省令 【情報提供の根拠】 第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条 【情報照会の根拠】 第19条</p> <p>2. 中国残留邦人等支援給付等関係情報</p> <p>① 番号法第19条第7号 別表第2 【別表第2における情報提供の根拠】 9、10、14、16、20、21、24、26、53、64、70、87、108、116、120の項 【別表第2における情報照会の根拠】 87の項</p> <p>② 別表第2省令 【情報提供の根拠】 第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第39条、第44条、第55条 【情報照会の根拠】 第19条</p>	事後	重要な変更にとらならないため(番号法改正による)
平成29年7月7日	II 1. いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	重要な変更にとらならないため(しきい値判断の結果が変わらなかったため)
平成29年7月7日	II 2. いつ時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	重要な変更にとらならないため(しきい値判断の結果が変わらなかったため)
平成29年7月7日	公表日	平成28年9月23日	平成29年7月7日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出に当たらないため
平成29年7月7日	I 4. ②法令上の根拠	<p>1. 生活保護関係情報</p> <p>① 番号法第19条第7号 別表第2 【別表第2における情報提供の根拠】 9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、120の項 【別表第2における情報照会の根拠】 26の項</p> <p>② 別表第2省令 【情報提供の根拠】 第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条 【情報照会の根拠】 第19条</p> <p>2. 中国残留邦人等支援給付等関係情報</p> <p>① 番号法第19条第7号 別表第2 【別表第2における情報提供の根拠】 9、10、14、16、20、21、24、26、53、64、70、87、108、116、120の項 【別表第2における情報照会の根拠】 87の項</p> <p>② 別表第2省令 【情報提供の根拠】 第8条、第9条、第11条、第12条、第17条、第19条、第39条、第44条、第55条 【情報照会の根拠】 第19条</p>	<p>1. 生活保護関係情報</p> <p>① 番号法第19条第7号 別表第2 【別表第2における情報提供の根拠】 9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119の項 【別表第2における情報照会の根拠】 26の項</p> <p>② 別表第2省令 【情報提供の根拠】 第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の3 【情報照会の根拠】 第19条</p> <p>2. 中国残留邦人等支援給付等関係情報</p> <p>① 番号法第19条第7号 別表第2 【別表第2における情報提供の根拠】 9、10、14、16、20、21、24、26、53、64、70、87、108、116、119の項 【別表第2における情報照会の根拠】 87の項</p> <p>② 別表第2省令 【情報提供の根拠】 第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第27条、第39条、第44条、第55条、第59条の3 【情報照会の根拠】 第44条</p>	事後	重要な変更にとらならないため(番号法改正による)
平成30年7月11日	公表日	平成29年7月7日	平成30年7月11日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出に当たらないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年7月11日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長の役職名	生活福祉第一課長 坂尾 美郎、生活福祉第二課長 井原 克典	生活福祉第一課長、生活福祉第二課長	事後	特定個人情報保護評価指針（平成30年5月21日公布）の様式改正に伴う記載内容の変更
平成30年7月11日	II 2. いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらないため（しきい値判断の結果が変わらなかったため）
令和1年6月26日	公表日	平成30年7月11日	令和1年6月26日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出に当たらないため
令和1年6月26日	I 4. ②法令上の根拠	1. 生活保護関係情報 ① 番号法第19条第7号 別表第2 【別表第2における情報提供の根拠】 9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、 104、106、108、116、119の項 【別表第2における情報照会の根拠】 26の項 ② 別表第2省令 【情報提供の根拠】 第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、 第24条、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、 第55条、第59条の3 【情報照会の根拠】 第19条 2. 中国残留邦人等支援助付等関係情報 ① 番号法第19条第7号 別表第2 【別表第2における情報提供の根拠】 9、10、14、16、20、21、24、26、53、64、70、87、108、116、119の項 【別表第2における情報照会の根拠】 87の項 ② 別表第2省令 【情報提供の根拠】 第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条、第19条、第27条、第39条、第44条、第55条、 第59条の3 【情報照会の根拠】 第44条	1. 生活保護関係情報 ① 番号法第19条第7号 別表第2 【別表第2における情報提供の根拠】 9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、 104、106、108、116、119の項 【別表第2における情報照会の根拠】 26の項 ② 別表第2省令 【情報提供の根拠】 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、 第24条、第26の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、 第53条、 第55条、第59条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第19条 2. 中国残留邦人等支援助付等関係情報 ① 番号法第19条第7号 別表第2 【別表第2における情報提供の根拠】 9、10、14、16、18、20、21、24、26、53、70、87、108、116、119の項 【別表第2における情報照会の根拠】 87の項 ② 別表第2省令 【情報提供の根拠】 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第27条、第39条、第44条、第55条、 第59条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第44条	事後	重要な変更にあたらないため（番号法改正による）
令和1年6月26日	II 1. いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらないため（しきい値判断の結果が変わらなかったため）
令和1年6月26日	II 2. いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	重要な変更にあたらないため（しきい値判断の結果が変わらなかったため）
令和1年6月26日	IV 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	なし	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	特定個人情報保護評価指針（平成30年5月21日公布）の様式改正に伴う記載内容の変更
令和1年6月26日	IV 2. 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	なし	十分である	事後	特定個人情報保護評価指針（平成30年5月21日公布）の様式改正に伴う記載内容の変更
令和1年6月26日	IV 3. 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	なし	十分である	事後	特定個人情報保護評価指針（平成30年5月21日公布）の様式改正に伴う記載内容の変更
令和1年6月26日	IV 3. 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	なし	十分である	事後	特定個人情報保護評価指針（平成30年5月21日公布）の様式改正に伴う記載内容の変更
令和1年6月26日	IV 4. 委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	なし	十分である	事後	特定個人情報保護評価指針（平成30年5月21日公布）の様式改正に伴う記載内容の変更
令和1年6月26日	IV 5. 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	なし	十分である	事後	特定個人情報保護評価指針（平成30年5月21日公布）の様式改正に伴う記載内容の変更
令和1年6月26日	IV 6. 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	なし	十分である	事後	特定個人情報保護評価指針（平成30年5月21日公布）の様式改正に伴う記載内容の変更
令和1年6月26日	IV 6. 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	なし	十分である	事後	特定個人情報保護評価指針（平成30年5月21日公布）の様式改正に伴う記載内容の変更
令和1年6月26日	IV 7. 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	なし	十分である	事後	特定個人情報保護評価指針（平成30年5月21日公布）の様式改正に伴う記載内容の変更
令和1年6月26日	IV 8. 実施の有無	なし	自己点検、内部監査	事後	特定個人情報保護評価指針（平成30年5月21日公布）の様式改正に伴う記載内容の変更
令和1年6月26日	IV 9. 従業員に対する教育・啓発	なし	十分に行っている	事後	特定個人情報保護評価指針（平成30年5月21日公布）の様式改正に伴う記載内容の変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年9月16日	公表日	令和1年6月26日	令和2年9月16日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出に当たらないため
令和2年9月16日	I 4. ②法令上の根拠	<p>1. 生活保護関係情報</p> <p>① 番号法第19条第7号 別表第2 【別表第2における情報提供の根拠】 9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119の項 【別表第2における情報照会の根拠】 26の項</p> <p>② 別表第2省令 【情報提供の根拠】 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第26の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第19条</p> <p>2. 中国残留邦人等支援給付等関係情報</p> <p>① 番号法第19条第7号 別表第2 【別表第2における情報提供の根拠】 9、10、14、16、18、20、21、24、26、53、70、87、108、116、119の項 【別表第2における情報照会の根拠】 87の項</p> <p>② 別表第2省令 【情報提供の根拠】 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第27条、第39条、第44条、第55条、 第59条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第44条</p>	<p>1. 生活保護関係情報</p> <p>① 番号法第19条第7号 別表第2 【別表第2における情報提供の根拠】 9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119の項 【別表第2における情報照会の根拠】 26の項</p> <p>② 別表第2省令 【情報提供の根拠】 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第19条</p> <p>2. 中国残留邦人等支援給付等関係情報</p> <p>① 番号法第19条第7号 別表第2 【別表第2における情報提供の根拠】 9、10、14、16、18、20、21、24、26、42、53、70、87、108、116、119の項 【別表第2における情報照会の根拠】 87の項</p> <p>② 別表第2省令 【情報提供の根拠】 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第25条、第27条、第39条、第44条、 第55条、第59条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第44条</p>	事後	重要な変更にとらならないため(番号法改正による)
令和2年9月16日	II 1. いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	重要な変更にとらならないため(しきい値判断の結果が変わらなかったため)
令和3年9月1日	公表日	令和2年9月16日	令和3年9月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出に当たらないため
令和3年9月1日	I 4. ②法令上の根拠	<p>1. 生活保護関係情報</p> <p>① 番号法第19条第7号 別表第2 【別表第2における情報提供の根拠】 9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119の項 【別表第2における情報照会の根拠】 26の項</p> <p>② 別表第2省令 【情報提供の根拠】 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第19条</p> <p>2. 中国残留邦人等支援給付等関係情報</p> <p>① 番号法第19条第7号 別表第2 【別表第2における情報提供の根拠】 9、10、14、16、18、20、21、24、26、42、53、70、87、108、116、119の項 【別表第2における情報照会の根拠】 87の項</p> <p>② 別表第2省令 【情報提供の根拠】 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第25条、第27条、第39条、第44条、 第55条、第59条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第44条</p>	<p>1. 生活保護関係情報</p> <p>① 番号法第19条第8号 別表第2 【別表第2における情報提供の根拠】 9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119の項 【別表第2における情報照会の根拠】 26の項</p> <p>② 別表第2省令 【情報提供の根拠】 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第19条</p> <p>2. 中国残留邦人等支援給付等関係情報</p> <p>① 番号法第19条第8号 別表第2 【別表第2における情報提供の根拠】 9、10、14、16、18、20、21、24、26、42、53、70、87、108、116、119の項 【別表第2における情報照会の根拠】 87の項</p> <p>② 別表第2省令 【情報提供の根拠】 第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第25条、第27条、第39条、第44条、 第55条、第59条の2、第59条の3 【情報照会の根拠】 第44条</p>	事後	重要な変更にとらならないため(番号法改正による)
令和3年9月1日	I 5. ①部署	保健福祉部 生活福祉第一課・第二課	健康福祉部 生活福祉第一課・第二課	事後	重要な変更にとらならないため(課名等の変更による)
令和3年9月1日	I 7. 請求先	徳島市総務部総務課情報公開担当 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5152	徳島市総務部総務課情報公開担当 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5152	事後	重要な変更にとらならないため(課名等の変更による)
令和3年9月1日	I 8. 連絡先	徳島市保健福祉部生活福祉第一課 管理係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5181	徳島市健康福祉部生活福祉第一課 管理係 770-8571 徳島県徳島市幸町2丁目5番地 088-621-5181	事後	重要な変更にとらならないため(課名等の変更による)
令和3年9月1日	II 1. いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出に当たらないため
令和3年9月1日	II 2. いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出に当たらないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年9月9日	公表日	令和3年9月1日	令和4年9月9日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出に当たらないため
令和4年9月9日	II 1. いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出に当たらないため
令和4年9月9日	II 2. いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出に当たらないため
令和5年9月6日	公表日	令和4年9月9日	令和5年9月6日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出に当たらないため
令和5年9月6日	I 1. ②事務の概要	<p>・生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を行っている。</p> <p>・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づき、対象者に対し生活保護に準じた事務を行っている。</p> <p>・生活に困窮する外国人に対し、生活保護の措置に関する事務を行っている。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、生活保護法、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律及び徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(以下、番号法施行条例)に基づき、以下の事務に使用している。</p> <p>①生活保護申請時の受給資格確認(資産要件・他法活用要件等)</p> <p>②生活保護申請時の最低生活費の決定</p> <p>③保護受給者の所得及び資産情報、各種社会保障給付情報の照会</p> <p>④出産・死亡等による世帯情報の変更の確認を正確に把握することで保護の決定・実施に活用</p> <p>⑤情報提供ネットワークシステムの特定個人情報の照会と提供に対応するため、個人番号対応符号の取得及び必要な特定個人情報(「副本」として中間サーバーに保有し管理する。</p>	<p>・生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を行っている。</p> <p>・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づき、対象者に対し生活保護に準じた事務を行っている。</p> <p>・生活に困窮する外国人に対し、生活保護の措置に関する事務を行っている。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、生活保護法、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律及び徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(以下、番号法施行条例)に基づき、以下の事務に使用している。</p> <p>①生活保護申請時の受給資格確認(資産要件・他法活用要件等)</p> <p>②生活保護申請時の最低生活費の決定</p> <p>③保護受給者の所得及び資産情報、各種社会保障給付情報の照会</p> <p>④出産・死亡等による世帯情報の変更の確認を正確に把握することで保護の決定・実施に活用</p> <p>⑤情報提供ネットワークシステムの特定個人情報の照会と提供に対応するため、個人番号対応符号の取得及び必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有し管理する。</p> <p>⑥生活保護のオンライン資格確認のため、統合専用端末から中間サーバーへの特定個人情報および資格情報、医療券、調剤券情報の提供を行うもの。</p>	事前	全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部の改正による
令和5年9月6日	II 1. いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出に当たらないため
令和5年9月6日	II 2. いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出に当たらないため
令和5年10月20日	公表日	令和5年9月6日	令和5年10月20日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出に当たらないため
令和5年10月20日	I 1. ②事務の概要	<p>・生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を行っている。</p> <p>・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づき、対象者に対し生活保護に準じた事務を行っている。</p> <p>・生活に困窮する外国人に対し、生活保護の措置に関する事務を行っている。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、生活保護法、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律及び徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(以下、番号法施行条例)に基づき、以下の事務に使用している。</p>	<p>・生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を行っている。</p> <p>・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づき、対象者に対し生活保護に準じた事務を行っている。</p> <p>・生活に困窮する外国人に対し、生活保護の措置に関する事務を行っている。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、生活保護法、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律及び徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(以下、番号法施行条例)に基づき、以下の事務に使用している。</p>	事前	全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部の改正による

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年10月20日	I ②事務の概要	①生活保護申請時の受給資格確認(資産要件・他法活用要件等) ②生活保護申請時の最低生活費の決定 ③保護受給者の所得及び資産情報、各種社会保障給付情報の照会 ④出産・死亡等による世帯情報の変更の確認を正確に把握することで保護の決定・実施に活用 ⑤情報提供ネットワークシステムの特定個人情報照会と提供に対応するため、個人番号対応符号の取得及び必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有し管理する。 ⑥生活保護のオンライン資格確認のため、統合専用端末から中間サーバーへの特定個人情報および資格情報、医療券、調剤券情報の提供を行うもの。	①生活保護申請時の受給資格確認(資産要件・他法活用要件等) ②生活保護申請時の最低生活費の決定 ③保護受給者の所得及び資産情報、各種社会保障給付情報の照会 ④出産・死亡等による世帯情報の変更の確認を正確に把握することで保護の決定・実施に活用 ⑤情報提供ネットワークシステムの特定個人情報照会と提供に対応するため、個人番号対応符号の取得及び必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有し管理する。 ⑥生活保護のオンライン資格確認のため、統合専用端末から中間サーバーへの特定個人情報および資格情報、医療券、調剤券情報の提供を行うもの。 I. 生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務 II. 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務 III. 医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認に関する事務 IV. 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務	事前	全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部の改正による
令和6年9月5日	I 3. 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第1の15の項 別表第1省令第15条、別表第1の63の項 別表第1省令第48条、番号法施行条例第2条第1項 別表第1の5の項	番号法第9条第1項 別表項番23、番号法第9条第1項 別表項番95、番号法施行条例第2条第1項 別表第1項番5	事後	重要な変更にとらならないため(番号法改正による)
令和6年9月5日	I 4. ②法令上の根拠	1. 生活保護関係情報 ① 番号法第19条第8号 別表第2【別表第2における情報提供の根拠】9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116、119の項【別表第2における情報照会の根拠】26の項 ② 別表第2省令【情報提供の根拠】第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第20条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26の4、第27条、第28条、第32条、第33条、第35条、第39条、第44条、第47条、第52条、第53条、第55条、第59条の2、第59条の3【情報照会の根拠】第19条 2. 中国残留邦人等支援給付等関係情報 ① 番号法第19条第8号 別表第2【別表第2における情報提供の根拠】9、10、14、16、18、20、21、24、26、42、53、70、87、108、116、119の項【別表第2における情報照会の根拠】87の項 ② 別表第2省令【情報提供の根拠】第8条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第17条、第19条、第25条、第27条、第39条、第44条、第55条、第59条の2、第59条の3【情報照会の根拠】第44条	1. 生活保護関係情報【情報提供】番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 13、14、18、20、28、37、40、42、43、48、49、53、69、74、75、76、86、87、89、96、125、128、132、141、144、151、155、158の項 2. 中国残留邦人等支援給付等関係情報【情報提供】番号法第19条第8号及び番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 13、14、18、20、28、37、40、42、69、75、96、125、132、144、155、158の項	事後	重要な変更にとらならないため(番号法改正による)
令和6年9月5日	II 1. いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出に当たらないため
令和6年9月5日	II 2. いつ時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年4月1日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出に当たらないため
令和7年12月12日	公表日	令和5年10月20日	令和7年12月12日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出に当たらないため
令和7年12月12日	II 1. いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出に当たらないため
令和7年12月12日	II 2. いつ時点の計数か	令和6年4月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出に当たらないため
令和7年12月12日	IV 8. 人手を介在させる作業人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	(新設)	十分である	事後	基礎項目評価書様式の変更のため
令和7年12月12日	IV 8. 人手を介在させる作業人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分かー判断の根拠	(新設)	『特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン』に基づいて事務を行っている。個人番号を業務システムに登録する際には、本人からマイナンバーカード・通知カードを徴取することを徹底したうえでシステムへの登録を行い、また、番号連携照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを徹底し、照会内容が適正かを複数人で確認を行ったうえで照会を実施している。	事後	基礎項目評価書様式の変更のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年12月12日	IV 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(新設)	[○] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	基礎項目評価書様式の変更のため
令和8年3月18日	公表日	令和7年12月12日	令和8年3月18日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出に当たらないため
令和8年3月18日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務－②事務の概要	<p>・生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を行っている。</p> <p>・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づき、対象者に対し生活保護に準じた事務を行っている。</p> <p>・生活に困窮する外国人に対し、生活保護の措置に関する事務を行っている。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、生活保護法、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律及び徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(以下、番号法施行条例)に基づき、以下の事務に使用している。</p>	<p>・生活保護法に基づき、生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じ必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立の助長を行っている。</p> <p>・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づき、対象者に対し生活保護に準じた事務を行っている。</p> <p>・外国人は生活保護法の対象とはならないが、『生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について(昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知)』に基づき、国民に対する決定実施の取扱いに準じて管内の被(要)保護者に対して、保護の決定等に関する事務を行っている。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、生活保護法、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律及び徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例(以下、番号法施行条例)に基づき、以下の事務に使用している。</p>	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和8年3月18日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務－②事務の概要	<p>①生活保護申請時の受給資格確認(資産要件・他法活用要件等)</p> <p>②生活保護申請時の最低生活費の決定</p> <p>③保護受給者の所得及び資産情報、各種社会保障給付情報の照会</p> <p>④出産・死亡等による世帯情報の変更の確認を正確に把握することで保護の決定・実施に活用</p> <p>⑤情報提供ネットワークシステムの特定個人情報の照会と提供に対応するため、個人番号対応符号の取得及び必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有し管理する。</p> <p>⑥生活保護のオンライン資格確認のため、統合専用端末から中間サーバーへの特定個人情報および資格情報、医療券、調剤券情報の提供を行うもの。</p> <p>I. 生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務</p> <p>II. 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務</p> <p>III. 医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認に関する事務</p> <p>IV. 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務</p>	<p>①生活保護申請時の受給資格確認(資産要件・他法活用要件等)</p> <p>②生活保護申請時の最低生活費の決定</p> <p>③保護受給者の所得及び資産情報、各種社会保障給付情報の照会</p> <p>④出産・死亡等による世帯情報の変更の確認を正確に把握することで保護の決定・実施に活用</p> <p>⑤情報提供ネットワークシステムの特定個人情報の照会と提供に対応するため、個人番号対応符号の取得及び必要な特定個人情報を「副本」として中間サーバーに保有し管理する。</p> <p>⑥生活保護のオンライン資格確認のため、統合専用端末から中間サーバーへの特定個人情報および資格情報、医療券、調剤券情報の提供を行うもの。</p> <p>I. 生活保護システムから医療保険者等向け中間サーバー等への特定個人情報の連携に関する事務</p> <p>II. 医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴の管理に関する事務</p> <p>III. 医療保険者等向け中間サーバー等における本人確認に関する事務</p> <p>IV. 医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号の取得等に関する事務</p>	事後	重要な変更該当しない項目の変更
令和8年3月18日	I 3. 個人番号の利用－法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表項番23、番号法第9条第1項 別表項番95、番号法施行条例第2条第1項 別表第1項番5	番号法第9条第1項 別表項番23、番号法第9条第1項 別表項番95、番号法施行条例第2条第1項 別表第1項番5、徳島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例 別表第1の5の項	事後	重要な変更該当しない項目の変更